

介護保険サービスと障がい福祉サービスの併給の支給計画書

水色部分のみ入力してください

利用者氏名 ▲▲ ▲▲

要介護度

要介護5

入力例

居宅介護支援事業所名 ○○居宅介護支援事業所

作成日

居宅介護支援専門員氏名 ○○ ○○

令和5年7月8日

月曜日			火曜日			水曜日			木曜日		
時間帯	所要時間	サービス	時間帯	所要時間	サービス	時間帯	所要時間	サービス	時間帯	所要時間	サービス
6:15 ~ 6:45	30	(介)身体	7:15 ~ 7:45	30	(介)身体	6:15 ~ 6:45	30	(介)身体	6:15 ~ 6:45	30	(介)身体
6:45 ~ 7:45	60	(介)生活	7:45 ~ 8:15	30	(障)身体	8:45 ~ 9:30	45	(介)身体	6:45 ~ 7:45	60	(介)生活
8:30 ~ 10:00	90	(障)重度訪問				10:00 ~ 11:30	90	(障)重度訪問	8:30 ~ 10:00	90	(障)重度訪問
9:00 ~ 10:00	60	(障)重度訪問				12:30 ~ 13:30	60	(障)重度訪問	9:00 ~ 10:00	60	(障)重度訪問
12:00 ~ 14:00	120	(障)重度訪問				17:00 ~ 18:00	60	(障)重度訪問	11:00 ~ 17:00	360	(障)重訪移動
17:00 ~ 18:00	60	(障)重度訪問				22:00 ~ 22:30	30	(介)身体	17:00 ~ 18:00	60	(障)重度訪問
22:00 ~ 22:30	30	(介)身体				~	0		22:00 ~ 22:30	30	(介)身体
~	0					~	0		~	0	
~	0					~	0		~	0	
~	0					~	0		~	0	
計	450分					計	315分		計	690分	

介護⇔障がいの対応するサービスについては「早見表」シートをご参照ください。

金曜日			日曜日			集計			4.43			
時間帯	所要時間	サービス	時間帯	所要時間	サービス	時間帯	所要時間	サービス	上乗せ対象サービス	分/回 週	分/回 月間推計	(時間)
7:30 ~ 8:30	60	(介)身体	6:15 ~ 6:45	30	(介)身体	6:15 ~ 6:45	30	(介)身体	(介)身体	835	3,699	61.65
12:00 ~ 13:00	60	(障)重度訪問	8:30 ~ 9:30	60	(介)身体	6:45 ~ 7:15	30	(介)生活	(介)生活	230	1,019	16.98
15:30 ~ 16:50	80	(介)身体	9:30 ~ 9:50	20	(介)生活	8:30 ~ 9:30	60	(介)身体	(介)通院(身あり)	0	0	0.00
17:00 ~ 18:00	60	(障)重度訪問	10:30 ~ 11:30	60	(障)重度訪問	8:30 ~ 9:30	60	(介)身体	(介)通院(身なし)	0	0	0.00
21:30 ~ 22:30	60	(障)重度訪問	12:00 ~ 13:00	60	(障)重度訪問	9:30 ~ 10:00	30	(介)生活	(介)通介(デイサービス)	0	0	0.00
~	0		16:45 ~ 17:15	30	(介)身体	12:30 ~ 13:00	30	(介)身体	(介)通リハ(デイケア)	0	0	0.00
~	0		17:30 ~ 18:30	60	(障)重度訪問	13:00 ~ 13:30	30	(介)生活	(介)短期入所	0	0	0.00
~	0		21:30 ~ 22:30	60	(障)重度訪問	16:30 ~ 17:00	30	(介)身体	(障)身体	30	133	2.22
~	0		~	0		~	0		(障)重度訪問	1,620	7,177	119.61
~	0		~	0		~	0		(障)重訪移動	360	1,595	26.58
計	320分		計	380分		計	300分		小計(A)	3,075	13,622	227.04

上乗せ支給申請前に確認してください。

- 介護保険サービスを支給限度額まで利用している。
→「利用票(第6表)」「利用票別表(第7表)」で確認することができる。
- 介護保険サービスだけでは介助が不足する状況である。
→「居宅サービス計画(1)(第1表)」「居宅サービス計画(2)(第2表)」に介助を必要とする時間帯、場所、状況が明記されている。
- 介護保険サービスに上乗せを必要とする障がい福祉サービスの種類と量が明確になっている。
→「週間サービス計画表(第3表)」に上乗せを必要とする障がい福祉サービスの種類と提供時間が追記(手書き可)されている。

障がい福祉サービス支給決定に関する留意事項

- 原則、支給決定日以降の給付開始です。支給申請日からの暫定利用はできません。
- 支給申請から障害支援区分の認定まで2~3カ月程度を要します。

主なサービスは表示済み。
必要に応じてメニューの
差替え変更可能。

上記の週間計画に反映しないサービス(月1回、各週等)

サービス	回数	月間推計(分)	(時間)
(障)重訪移動	1	120	2.00
			0.00
			0.00
小計(B)		120	2.00

1ヶ月の利用回数

1ヶ月の合計時間(分)